

柳本甚次郎と配下の動向

馬部隆弘

はじめに

細川京兆家の内訌は、細川高国方と細川晴元方の単純な争いではなかった。晴元の内衆は、將軍として朽木の足利義晴を推す柳本賢治一派と堺の足利義維を推す三好元長一派にさらに分裂していたのである。そのため、享祿元年（一五二八）には元長が、また享祿三年には賢治が、それぞれ高国方との融和を模索しているように、離合集散を繰り返す複雑な様相を呈した⁽¹⁾。

享祿三年六月に賢治が暗殺されると、後継者の柳本甚次郎は木沢長政とともに義晴派晴元内衆の中心的立場として在京するが、享祿四年三月に高国勢に追われて京都を退去する。それ以後、木沢長政は主として在国するようになる⁽²⁾。一方の柳本甚次郎については、今一つ動向がわからないまま、享祿五年正月に京都で突如として三好元長の攻撃を受け、死に追いやられる。しかし、この行動が晴元の意に反したため、同年六月に元長自身も堺にて木沢長政や一向一揆に討たれてしまい、居場所がなくなった足利義維も四国へ帰還した。そのため、元長による甚次郎の討伐は、「堺公方」が崩壊した一つの契機といえる。

元長が甚次郎を討った理由について、「細川両家記」の記すところは次の通りである⁽³⁾。享祿二年に柳本賢治は、元長の奔走によって結ばれた高国方との和睦を破ったうえで、晴元に対して元長の讒言をする。これが「三好方と柳本意恨」の原因となった。さらに享祿二年には、三好方の伊丹氏を賢治が討つ。こうした「前のいこんにより」、甚次郎を攻め滅ぼし、それによって「伊丹弥三郎方とぶらい」にしたというのである。

従来の研究では、概ね右の見解が甚次郎討伐の理由とされてきた⁽⁴⁾。賢治に対する遺恨を理由の一端とすることに相違はないと思われるが、遺恨を晴らすべく甚次郎を殺害しようと思えば、他にも方法はあったはずである。実際に晴元から叱責されて元長自身が滅んでしまったように、周囲からの批判や多少の犠牲は覚悟のうえで、わざわざ堺から京都に派兵までして甚次郎を討たなければならなかった理由は、改めて問う必要があるだろう。

その意味では、「そういう遺恨がなくとも、甚次郎の三条籠城は、山城守護代である元長の施政の目障りであることはたしかで、所詮三好と柳本の両氏は並び立つ性質のものではなかった」とする今谷明氏の見解は、傾聴に値する⁽⁵⁾。すなわち、甚次郎自身の行為や元長による山城支配との

関係にも配慮が必要なのではなからうか。

その反面、今谷氏の指摘からは、甚次郎の動向が十分に把握できていないことも読み取ることができる。それは、「甚次郎の三条籠城」を目障りとする点で、長江正一氏も同様に甚次郎が「京都三条で乱暴したのを」討つたと指摘している^⑥。つまり両者は、甚次郎が籠城したため、三好勢が上洛して討つたと理解しているのである。しかし、本稿での結論を先に述べておくと、甚次郎は早くから帰京しており、今谷氏や長江氏の想定とは逆に、三好勢が上洛してきたため籠城したというほうがより正確である。したがって、帰京後の甚次郎の行動が、三好勢の軍事行動を招いたと想定できよう。

以上のような問題関心に基づき、京都退去から死没までの空白期を埋めることに重点を置きつつ甚次郎の動向を検討することで、元長が彼を討伐しなければならなかった理由に迫りたい。

一 柳本甚次郎の動向

1 京都退去以前

柳本甚次郎の初見は、播磨で賢治が没してから約二ヶ月を経た享祿三年（一五三〇）八月二一日のことである。東寺は、この日付で放生会が退転している旨を細川晴元へ披露するよう依頼したようで、その案文の宛所に甚次郎の名がみえる^⑦。ただし、「秦」と「神」を抹消のうえ「甚」次郎と記していることから、その名はまだ十分に浸透していなかったようである。そのころの甚次郎は、弱冠一七歳で、幼少の賢治息に代わった継承であった^⑧。諱も定まっていなかったことから、取り急ぎの人事であった

ことが窺える。大徳寺が享祿三年九月に「継目之礼」を贈っていることからも^⑨、甚次郎が当主代理となったのは八月二一日をさほど遡らないとみてよからう。

享祿三年十一月三日に、細川高国方の軍勢が洛東の如意ヶ嶽に着陣し、翌日には勝軍山城へ陣取る^⑩。そこには、栗屋孫四郎など若狭守護武田氏の軍勢や近江守護六角氏の軍勢も同陣していた^⑪。それに対する細川晴元方の反応はしばらくみられないが、一二月一二日になると「木澤・柳本^⑫」の軍勢が勝軍山城への攻撃を始める^⑬。これ以降、晴元方の暫定的な京都支配は、両者の連立体制によってなされた。高国勢と木沢・柳本勢は、翌享祿四年にかけて京都周辺で小競り合いを続けるが、三月八日になると木沢・柳本勢は京都から没落している^⑭。本節が対象とするのは、以上の期間となる。

賢治から甚次郎へと京都支配が踏襲される過程をみるうえで、あらかじめ確認しておきたいのは、高島長信の動向である。なぜなら、賢治が播磨へ出陣する直前の享祿三年四月に上洛しているからである^⑮。その目的は不詳だが、賢治が没した直後には、次のような文書を発給している。

【史料1】^⑯

建仁寺両足院地子銭、従其方御競望之由承候、此儀者前甚九郎知行ニ^⑰
て候へ共、柳弾依被仰事、此方より彼寺江渡申処、只今其方御催促之^⑱
由如何之有儀候哉、被止御競望候て自他可然候、恐々謹言、

高島与十郎

享祿三年
七月十五日

長信（花押）

柳本若狭守殿

御宿所

文面から賢治没後のものと考えられることと、前稿で示したように宛所の柳本治頼が享祿四年二月に没することから年代が特定できる。ここからは、長信が賢治没後の京都における混乱を收拾しようとしていることが確認できる。よって、上洛の目的も、賢治による京都支配の代行にあったことが推測される。

続けて、賢治の後継者に定まって以降の甚次郎と長信の関係についてみておきたい。

【史料2】⁽¹⁶⁾

先度高島与十郎方へ、惣問之御下知之儀申合候処、衆儀不調之由備前方物語候、近比不可然候、来廿日事も、只今之儀候条、其御迷惑之様候てハ、如何候と存計候、然者随勝方備前方兩人お被指下候ハ、申状なとニ付候ても可然存候、此等趣、御披露可為肝要候、恐々謹言、

内海伊賀守

十月二日(享祿三年) 久長(花押)

公文所法眼御房

参

発給者の内海久長は、柳本家配下のなかでも上級の人物で、甚次郎の近くに仕えていた⁽¹⁷⁾。【史料2】によると、東寺は「惣問之御下知」について、久長を介して高島長信に相談していたが、寺内での衆議がなかなか調わなかったようである。しかし、「旧冬(享祿二年)既被成惣問之御下知候」とみえることや、享祿三年一〇月二四日に「惣問御下知御申付下之」という名目で東寺が一貫五〇〇文を支出していることから⁽¹⁸⁾、同月のうちに「惣問之御下知」は下されたようである。「惣問」とは、例えば「就木造入城分領之儀、惣問可有存知之事」とみえるように⁽¹⁹⁾、所領全体を意味する。

すなわち、享祿三年一〇月一七日付で「東寺領境内并所々散在田畠屋地山林等当知行分事」を安堵した京兆家奉行人奉書が、「惣問之御下知」に該当する⁽²⁰⁾。

【史料3】⁽²¹⁾

御寺より之御状百疋、高島方へ申候、則披露被申候、次柳本甚次郎かたへ百疋申聞候、昨日者上候ニ御返事不申候、高島与十郎方御返事も昨日下郡へ被越候間、其よりすくに可罷上候条、於山崎、御返事可申由候、次拙者かたへ五十疋被下候、祝着存候、御心得候て御申憑存候、所々御知行之段、一言にて御申候て可然候由、与十郎方被申候、能々子細ハ備前方可被申候間、不能一二候、恐々謹言、

内海伊賀守

九月廿四日(享祿三年) 久長(花押)

公文所法眼御坊

御宿所

「所々御知行之段、一言にて御申候て可然候」と長信が意見していることから、「惣問之御下知」に関する相談が始まった頃のもの判断される。「昨日者上候ニ御返事不申候」とみえることから、甚次郎と久長は京都から比較的近いところにいるようである。大徳寺が龍翔寺領のことにつき享祿三年七月から一〇月にかけて毎月のように山崎の甚次郎方へ使者を送っており、東寺も同年一月に山崎の内海久長のもとに人を遣わしていることから⁽²²⁾、甚次郎方の拠点は二二月に上洛するまで山崎にあったとみてよい。

【史料3】によると、長信も撰津に下向しているが、すぐに戻ってきて山崎から返事を送るとしているので、山崎を一つの拠点として各地を行き

来していたようである。こののち【史料2】で呼び出された「随勝方備前(録也)方兩人」は、「惣問之御下知」と引き替えに享禄三年一〇月一七日付で長信宛ての請文を作成し、堺において提出している⁽²³⁾。よって、一〇月に入ると、長信は堺に在津していたようである。

【史料4】⁽²⁴⁾

東寺八幡宮領所々散在田島等事、惣問被成安堵御下知処、久世庄内名主給人等本所分年貢諸公事物等令無沙汰旨、以高島与十郎方得御意処、与十郎方如此折昏候、然上者年貢以下如先規速可致寺納候、恐々謹言、

内海伊賀守

久長（花押）

(享禄三年)
十月廿六日
当所
諸名主中

百姓中

久世莊の地下に対して年貢寺納を命じた高島長信の「折昏」を、内海久長が仲介して送ったものである⁽²⁵⁾。【史料2】から【史料4】を通してみてとれるのは、甚次郎を擁立したにも拘わらず、その名が発給者としてみえず、常に内海久長が高島長信との間を仲介していることである。

【史料5】⁽²⁶⁾

東寺領上久世庄内利倉(安後)民部丞跡寒川新九郎方当知行分・利倉孫次郎跡(録也)富家五郎左衛門尉分等、本所御年貢米并公事銭・入柴以下之事、去年令無沙汰之由、従東寺注進候事實候哉、彼寺之儀故彈正忠殿以来申次事候、然於何故不致納所候、言語道断之儀候、所詮云未進、云当納、東寺惣庫江為直納可納所之旨、堅可相触旨甚次郎殿被申付候、可被成其御心得候、恐々謹言、

内海伊賀守

(享禄三年)
九月廿九日

久長（花押）

柳本出羽守

道秋（花押）

柳本修理進

春重（花押）

当所

名主百姓中

年貢以下を納所すべきとの甚次郎の意向を柳本家の年寄衆が連署して伝えたものである。このような様式がとられた理由は、甚次郎による文書発給体制がまだ整っていなかったことに求められよう。そのため、この段階においては久長が主となって甚次郎の権限を代行していたのである。かかる状態にありながらも、柳本家が東寺と高島長信との間を仲介していたのは、「故彈正忠殿以来申次」であったことによる。

【史料6】⁽²⁷⁾

尚々彼御寺之儀失念仕候て、兩人へ書状進之候、不可有御不審候、就龍翔寺領之儀、御札拝見申候、山田掃部助方、対彼御寺放状已下之案文披見申候、乍去又致競望之由候、曲事候、殊御替地被下之由之処、如此之儀、無是非候、霜台在世之時、従寺御申御下知之儀、拙者取乱、于今不申調候、必々近日調候て可進候、事繁候而失念候之処、昨日山田掃部助方知領之分、御同名修理亮・内海伊賀守兩人、及競望候由申候間、不可然之折昏進候、彼御寺領之儀、於拙者無別儀候、能々可被仰付候、恐々謹言、

(享禄三年)
十月□日

長信（花押）

柳本甚次郎殿御返報

龍翔寺領を山田掃部助に宛行ってしまった細川晴元は、掃部助に対して替地を与えることで対処した。それをうけて、この直前の八月に山田掃部助は、【史料6】の文中にもみえる「放状」を認めている⁽²⁸⁾。しかし、以後も甚次郎の配下による違乱が続いていたようである。この一件につき、享祿三年一〇月に大徳寺の使者が山崎の甚次郎のもとに赴き、さらに別の使者がそこで得た「甚次郎殿之状ヲ持テ堺へ下」っている⁽²⁹⁾。【史料6】は、この「甚次郎殿之状」に対する高島長信の返報である。原本は残らないが、これが甚次郎による文書発給の初見となる。

ただし、その後も【史料4】の存在が確認できるように、久長による甚次郎の権限代行はしばらく続いたとみられる。したがって、「甚次郎殿之状」も、甚次郎方の書状程度の意味かもしれない。のちに一二月に上洛すると、甚次郎は木沢長政とともに京都の地子銭に対して半済を賦課する。これを契機として、両者の連署状が発給されるようになる⁽³⁰⁾。甚次郎による本格的な文書の発給は、ここに始まったと考えられる。

2 京都退去以後

享祿四年（一五三一）三月に京都を退去して以降、甚次郎の動向はしばらく確認できないが、四月二五日には柳本勢が再び京郊に姿を現す。列挙すると、「柳本方衆又出云々、即令没落大概死之由」、「従昨夜吉祥寺⁽³¹⁾ヲ柳本衆・一宮等責云々、今日西剋ニ白山崎薬師寺・河原林等責入之間、従城打出悉逐散云々」、「今日富森以下中出之処、追掃了云々、珍重、河原林・阿部等上洛、忽如此、大略皆滅亡云々、丹州大略落居云々」とみえる⁽³²⁾。

総合すると、柳本（富森）吉久や一宮成長を始めとした柳本勢が桂川沿いの吉祥院城を攻めたところ、高国方の薬師寺国盛・瓦林在時や安倍氏が山

崎方面から背後を突いたため、城からも出撃して挟み撃ちにしたということになる⁽³³⁾。甚次郎が拠点としていた山崎が高国方によって掌握されていることや、結果として丹波が落居したとされるので、柳本衆はそれまで丹波に退いていたと推察される。

【史料7】⁽³⁴⁾

去廿五日、於西岡利倉新三郎被生害由候、御忠節至極候、堺へも注進可申候、弥御心懸肝要候、委細修理亮方可被申候、恐々謹言、
五月廿九日
（享祿四年）
甚次郎（花押）

竹田肥前守殿
御返報

竹田尚清は、賢治の申次としてもその名がみえる⁽³⁵⁾。高国方が京都周辺を席卷しつつも、甚次郎勢も京都西郊で細々ながら活動していた。享祿四年七月二七日付の足利義維奉行奉書でも、洛西の大原野における「柳本与力嶋田又五郎」の違乱が停止されており⁽³⁶⁾、周辺における甚次郎方の動きが確認できる。

一方、享祿二年に阿波へ下国していた三好元長は、晴元からの要請に応えて享祿四年二月には堺へ復帰している。そして、六月四日には撰津天王寺で高国を破り、同月八日に尼崎において自刃に追い込んだ⁽³⁷⁾。京都では、高国方の軍勢が勝軍山城に陣取るのに対し、近江衆は「東山新城」とも呼ばれる如意ヶ嶽城に陣取っていたようであるが、享祿四年六月五日に高国敗北の報が京都に入ってくると、翌六日に両城を自焼して没落してしまふ⁽³⁸⁾。

こうして共通の敵がいなくなると、晴元内衆の内部対立は再び顕著となる。八月には、木沢長政と三好元長の対立がもととなって、長政に近い細

川晴元と元長に近い細川持隆の兄弟も対立したという⁽³⁸⁾。三好元長は畠山義堯と結んで長政の飯盛山城を攻めるが、晴元はその背後から寄手を攻撃する⁽³⁹⁾。このときは持隆から晴元に対話を持ちかけて事は収まった。

年が明けて享禄五年になると、元長は京都に三好一秀の軍勢を派遣する。上洛に先立って、三好勢は享禄五年正月一九日に西岡に放火している⁽⁴⁰⁾。

柳本甚次郎の拠点の一つが山崎にあったことを、ここからもみてとることができる。翌二〇日に、三好勢は柳本勢が城を構えていた下京へと進軍し前哨戦があった⁽⁴¹⁾。柳本勢の城の所在は四条室町あるいは三条とされ、三好勢は、その西側や北東にあたる革堂(行願寺)などに陣取って包囲した。二一日は雨が降ったため小康状態となるが、二二日に総攻撃を仕掛けて間もなく落城した。その直後に、三好元長は甚次郎殺害の件につき細川晴元から折檻されたため、三好勢は二四日には京都を退去している⁽⁴²⁾。

注目されるのは、高国勢が去って、晴元方が再び京都に入る余地が生まれると、享禄二年段階で停止していた元長方による京都支配が再開されることである。実際、享禄四年六月末段階で三好元長はまだ堺に居るが、七月には上洛するつもりだと述べている⁽⁴³⁾。また七月初めには、本満寺も寺領のことについて元長方の葛野郡代である市原胤吉に馳走を依頼している⁽⁴⁴⁾。そして、二元長配下の郡代による文書発給も、六月頃から本格的に再開しており、翌年二月まで続く⁽⁴⁵⁾。このように元長方の支配が進むなか、京都にて甚次郎は殺害されたのである。その目的を探るべく、当該期の甚次郎の動向を探ってみたい。

【史料8⁽⁴⁶⁾】

〔柳本甚次郎方折番案 享禄四
九、十九、一〕

東寺之事拙者申次之儀候間、以折番申候、仍当庄之年貢諸公事物以下、

任当知行之旨如先々可致寺納候、從何方違乱之儀候共、為此方可申明候、謹言、

〔享禄四年〕
九月十九日 甚次郎判

当所 名主百姓中

ここでは、一年前の【史料5】と同様に、柳本家が東寺の申次であることを主張しているが、その時とは異なり甚次郎自身の発給文書で対処している。東寺は、このときの樽代を甚次郎だけでなく、内海久長にも贈っていることから、文書発給を求めるルートには変更がない⁽⁴⁷⁾。これは、甚次郎の文書発給体制が整ったことを意味している。なお、三好元長が東寺から取次を依頼されると、「当寺御取次事、雖斟約候」と躊躇しているが、これも柳本家が長らく申次をつとめていたことによるものである⁽⁴⁸⁾。

【史料9⁽⁴⁹⁾】

□久世庄内利倉孫次郎跡職并同「川寺庵等之本所分、年貢諸公事物以下尔今無沙汰」「言語道断之儀候、所詮急度東寺江」「寺納候、万一於難洪者、可謹責候、謹言、

〔享禄四年〕
十一月廿四日 柳本 甚次郎(花押)

名主百姓中

このように、年末に至るまで、甚次郎は晴元方の申次として京都周辺において活動していた。東寺も「柳本甚次郎殿折番如此候間、内々為御心得案文写進申候、此旨惣御衆江可然様預御伝達候者可為祝着候」とみえるように、【史料9】の案文を各方面へ送っていることから⁽⁵⁰⁾、なおも甚次

郎を晴元方の申次として重視していることがわかる。このような影響力が東寺との個別的なものに留まるのではなく、広く京都に及んでいたことは、例えば甚次郎が滅亡したときに、彼に目をかけられた時宗僧が命辛々逃げてきていることなどからも窺えよう⁽⁵⁴⁾。

甚次郎の立場をより具体的にみるために、この段階における高畠長信との関係をみておきたい。享祿四年七月に、三好元長は山城愛宕郡松崎のうち鹿苑院領と伊勢右京亮知行分を三雲長朝に与えている⁽⁵⁵⁾。その旨を愛宕郡代の塩田胤貞が遵行していることから、下山城守護代としての行為であったことがわかる。それへの押紙には、「就松崎之義、辛卯之秋初而自三雲方可押領之折帑之案文」とあって、松崎に所在する大徳寺の養徳院・徳禅寺領が押領される契機となった旨が記される。ところが、それからしばらくすると、次のような京兆家奉行人奉書が発給された。

【史料10⁽⁵⁶⁾】

〔編見返御書〕
一就松崎田地、辛卯之秋二番目ニ、自高畠与十郎方押領之折帑之案文

城州松崎所々散在諸入組等之事、被補御料所、被差越上使条、年貢諸公事物等、可致其沙汰之由候也、仍執達如件、

享祿四

九月七日

〔職名〕
一元運

当所
名主百姓中

押紙から判断するに、高畠長信は【史料10】を根拠として、松崎の養徳院・徳禅寺領までも押領してきたようである。のち、養徳院と徳禅寺は多額の礼錢を支払って、一〇月二七日付で長信からの放状を得て違乱を退けた⁽⁵⁴⁾。

【史料11⁽⁵⁷⁾】

〔編見返御書〕
一百姓年貢難決之時真壁方ヨリ内海方へ之折帑、本文在養徳、

松崎内養徳院并徳禅寺分、此方へ納所之由候、一向不及其沙汰候、其御心得候而、可有御伝違候、恐々謹言、

〔享祿四年〕
十一月十一日

真壁左衛門尉
治継在判

内海伊賀守殿

御宿所

しかし、完全に手放したわけではなく、高畠長信の与力である真壁治継が、新たに養徳院・徳禅寺領の代官をつとめる結果になったようである⁽⁵⁶⁾。

【史料12⁽⁵⁷⁾】

〔編見返御書〕
一就松崎之儀、高畠方へ之礼物三頁文之分、代官真壁ニ渡時、自真壁方内海方へ之請取之案文

也、本文在養徳、

養徳院徳禅寺両所之礼物参百疋、慥請取申候也、恐々謹言、

〔享祿四年〕
十一月十一日

真壁左衛門尉
治継在判

内海伊賀守殿

御宿所

高畠長信への礼錢は、まず甚次郎方に送られ、そこから長信の代官である真壁治継へと転送された。この事例から、甚次郎は大徳寺の申次でもあることがわかる。一連のやりとりから、元長方の命に覆い被さるような内容の奉行人奉書を高畠長信が用意することで、元長の意向が反故にされた可能性を想定できる。ここでは、京都の莊園領主からの意向を取り次ぐ柳本甚次郎と堺の晴元に対して取り次ぐ高畠長信が連携している様子がみとれた。いわば、木沢長政と柳本甚次郎による軍事的な京都の暫定統治が始まる前の、前節でみた体制が復活しているのである。こうした動きに対する元長方の反論は残されていないが、不満が生じた可能性は否定できない。

い。

【史料13】⁽⁸⁸⁾

大徳寺末寺妙覚寺領北少路大宮内地子銭事、任 公方御下知旨、被成奉書訖、早地子銭以下、如先々可致寺納之由候也、仍執達如件、
享祿肆
 十月廿八日
當地 百姓中

(當地) 元運 (花押)

【史料14】⁽⁸⁹⁾

大徳寺末寺北少路大宮妙覚寺跡地子銭之事、任御下知之旨、如前々急度可令寺納候、万一於難渋者、可被加御成敗之由候、謹言、
(享祿四年)
 十一月十一日
當地 百姓中

柳本

(享祿四年) 甚次郎 (花押)

高島与十郎

長信 (花押)

京兆家奉行人奉書の内容が、奉書を直接的に用意した高島長信・柳本甚次郎を通じて伝達されている。日付が若干離れていることから、両名は奉書が発給された堺から離れたところにいたと考えられる。養徳院や松崎には、内海久長や高島長信の使者が頻繁に訪れていることから⁽⁹⁰⁾、このころに両名は在京ようになったと思われる。柳本甚次郎と高島長信による体制が単純に復活するだけでなく、その後に見られた木沢長政との暫定統治下における連署状をも踏襲していることが読み取れよう。このように、高国勢力を一掃した後には文書発給体制が再整備された。

【史料15】⁽⁹¹⁾

大徳寺末寺妙覚寺分北少路大宮内地子銭之事、任 御屋形様御下知之

旨、如先々可致寺務之由、筑前守堅被申付之条、其分可存知候、仍状如件、
享祿肆
 十一月廿四日
 大宮妙覚寺分 百姓中
(當地) 胤貞 (花押)

柳本甚次郎・高島長信だけでなく、元長方の郡代である塩田胤貞も後を追うように伝達している。受益者たる大徳寺が、念のために双方から書状を得ておいたものと思われるが、これは京都の住人の目に二重行政のごとく映っていたことを示唆する。元長にとってしてみれば、下山城守護代という公的な立場が、個別に結ばれる申次関係に侵食されることに不満を抱いたに違いない。

享祿二年に三好元長が柳本賢治との政争に敗れて阿波に下国したとき、「柳本・高鼻・可竹軒悦で」いるように⁽⁹²⁾、この段階の高島長信は元長と立場を異にしていた。しかし、長信は京兆家当主に対して諸事を直接取り次ぐ立場にあったため⁽⁹³⁾、彼を殺害すれば明確な反逆となってしまう。そのため、甚次郎が単独で在京するタイミングを見計らって殺害したのであろう。

以上のように、甚次郎の動向を加味することによって、元長にとっての課題は、賢治に対する遺恨を晴らすという精神的な側面だけでなく、賢治以来の二重行政を解消するという現実的な側面もあったことが明らかとなる。

事実、鷲尾隆康は、「故柳本弾正於洛中洛外無念之次第有之」という理由を耳にしている⁽⁹⁴⁾。おそらく、享祿元年に下山城守護代として与えられた「洛中洛外」の支配権を、裏切り行為や讒言によって柳本賢治に奪われたことを意味するのであろう。「於洛中洛外無念之次第有之」というの

は柳本賢治だけでなく、その政治姿勢を受け継ぐ甚次郎に対しても抱く思いであったに違いない。そしてその動きを絶つには、配下諸共に討つとともに、京都支配を担うのは柳本家ではなく三好家であることを市中に知らしめる必要があった。いわば甚次郎討伐は、パフォーマンズとしての側面もあつたのではなからうか。

二 中井彦七の動向

1 発給文書の紹介と分析

「柳本甚次郎・木島与吉兵衛尉・中井彦七尋出、自害之由候了」とみえるように⁽⁶⁵⁾、享祿五年（一五三二）に柳本家の城が落ちたとき、三好方が搜索したのは甚次郎本人のほかに木島正家と中井彦七であつた。前章での検討を踏まえるならば、この三人が二重行政を解消するうえでどうしても滅ぼしておきたい人物であつたと考えられる。このうち木島正家は、前稿でも指摘したように、内海久長とともに柳本家のなかでも筆頭クラスの地位にあつたようである。残る中井彦七の史料の見解は、ここでの一例を除くとほとんど知られていない。そこで、本章では彼の動向を検討したい。前稿では、柳本賢治から柳本名字を与えられた有力配下に中井治安がいることから、中井彦七もその一族と推測していた。その後、彼の発給文書とそれと対となる柳本賢治の書状を新たに確認したので、次に翻刻を掲げておく。

【史料16⁽⁶⁶⁾】

洛中三条坊門朱雀紫宮神田之内三段事、任相伝之売券之旨、如先々無相違可有知行候、恐々謹言、

（享祿五年）
九月十日

柳本
賢治（花押）

祐玉房

【史料17⁽⁶⁷⁾】

紫宮田之内三段之事、祐玉房買徳無紛候処ニ甚次郎折紙從勝定院被申
掠可有知行之由候、言語道断之儀候、甚次郎ニ子細可申分候間、年貢
御催促之事可預御用捨事肝要候、恐々謹言、

中井彦七

（享祿四年）
十月八日

安（花押）

勝定院

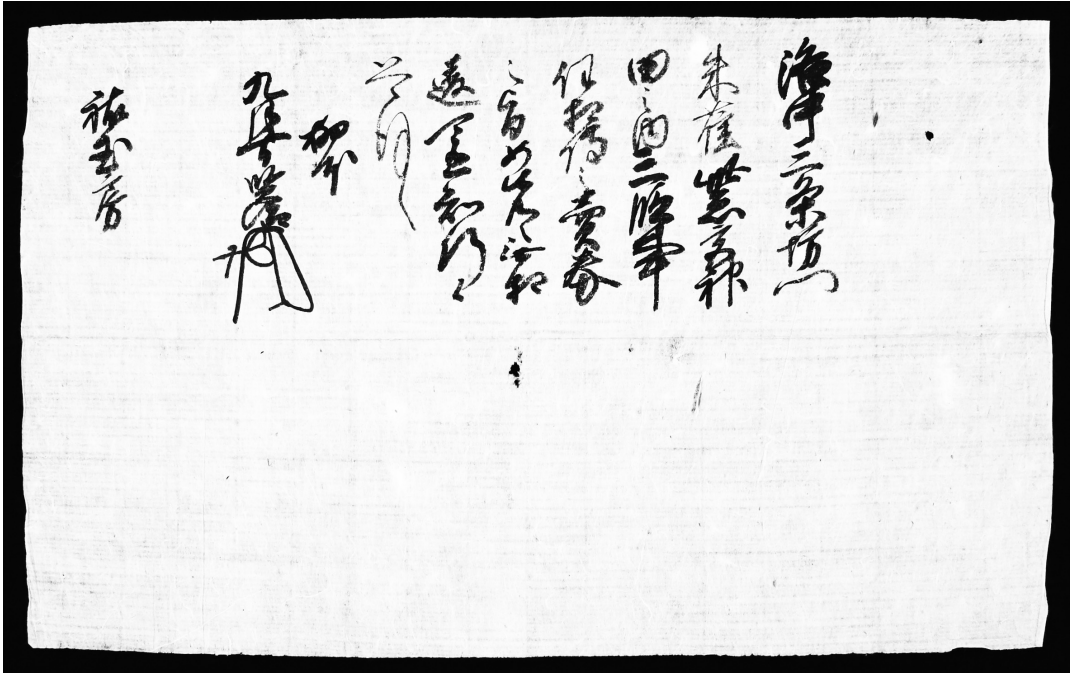
下司殿

御宿所

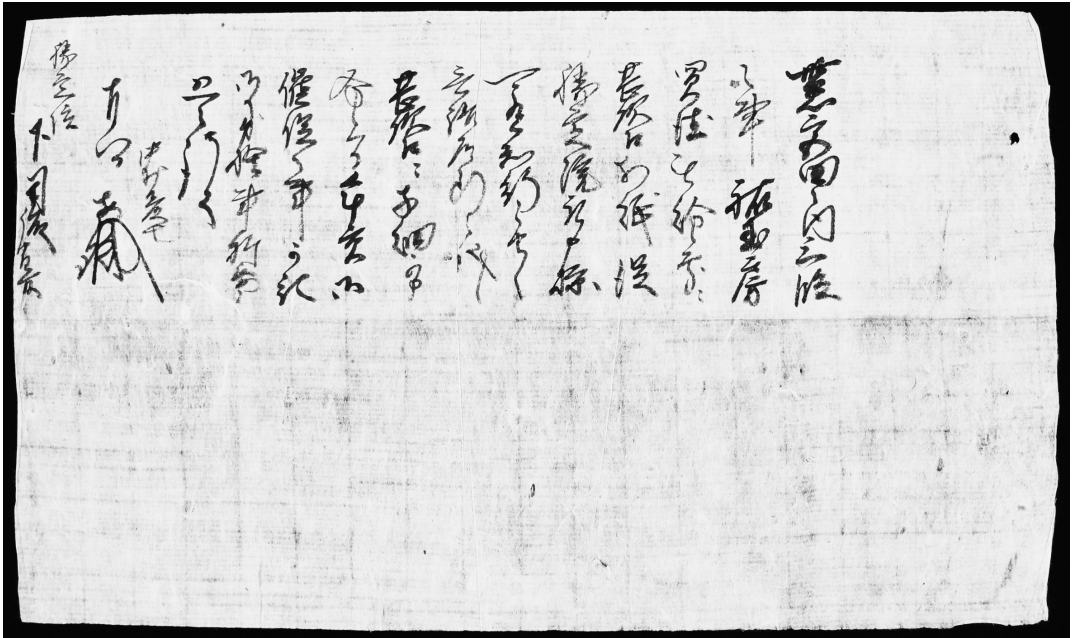
【史料17】にて、中井家の通字である「安」の字を諱に用いていることが確認できるので、前稿での推測は裏付けることができる。【史料16】と

【史料17】は、「紫宮神田」と呼ばれる同じ土地にかかると、その所在である三条坊門朱雀は現在のJR二条駅東側にあたる。「紫宮」の用例は、わずかに「紫宮事自下代有真壁方状、談合云々」、「直ニ真壁方へ往而尋、此二三日西岳へ往云々、逢女中、紫宮事申置也、自下代有真壁方状、談合云々」とみられるのみで⁽⁶⁸⁾、ここからは何を指すのか判断しがたいが、おそらくムラサキノミヤと読み、紫野社とも呼ばれる今宮神社のことを指すのではないかと思われる。近世における今宮神社の氏子圏は、西限は七本松通、南限は二条御城番北之方御役屋敷とされるので⁽⁶⁹⁾、対象となる土地はおおよそその南西限に近いところに位置することとなる。

紫宮神田を祐玉坊に対して安堵した【史料16】の年代は、賢治の京都支



【史料16】



【史料17】

配が本格化するのが享禄二年で、翌年六月には没していることから推測できる。一方の【史料17】からは、【史料16】と齟齬して甚次郎が相国寺勝定院に対して紫宮神田を安堵してしまったことがわかる。祐玉房からの訴えを受けた中井彦七は、甚次郎に撤回を求めたので、ひとまず勝定院に対して年貢催促をやめるよう伝達している。その年代は、「甚次郎折紙」の存在から判明する。すなわち、前章で検討したように甚次郎による文書の発給は早くても享禄三年一〇月で、本格的に始まるのは翌年からのので、享禄四年とみてまず間違いなからう。

ここから指摘しうるのは、まず第一に、【史料16】のような先例に基づいて受益者は甚次郎に安堵を求めたため、元長は無視されてしまうということである。京都の住人たちは守護代というポストよりも、先例を重視していたため、甚次郎が有利な立場を築いていたのであった。前章でみたように、元長はこの段階の二重行政を問題視していたが、それを解消するには柳本家を根絶やしにするほかなかったといえよう。

第二に、賢治段階には一切動向が確認できないことから、中井彦七は甚次郎段階になって頭角を現したと考えられることである。「安」という一字名であるのも、甚次郎からの偏諱を待っていたためかもしれない。問題は、経験のない彼が、なぜ京都で期待されるようになったかである。その点は節を改めて検討したい。

2 東福寺蔵三十三観音図の寄付

応永一九年（一四二二）に明兆が描いた東福寺蔵三十三観音図には、【表】のような墨書が加えられている（以下、この表から引用する際は、「1」のごとく表記する）。このうち「17」には、「中井彦七為道泉禅門寄

附」との墨書が見受けられることから、本節ではこれを分析対象とする。

三三点のうち「10・20」の二点は、正保四年（一六四七）に狩野山雪によって補作されたものである。それを除く全てに、寄付者の名前が「17」と同様に記されている。山雪補作のものにはそのような記述がないことから、五十嵐公一氏は応永一九年から正保四年の間に何らかの事情で寄付を募って墨書がなされたとする^⑩。のちに五十嵐氏は、「9」の寄付者である陳外郎尊信の名が、大永六年（一五二六）の分一方披露目録や分一銭等進納目録にもみえることから、墨書のおよその時期が推測可能であるとした^⑪。立畠敦子氏もこれを踏襲するが、寄付に関する墨書からはこれ以上のごとはわからないとする^⑫。

このように墨書の人名については、わずかに一名のみしか検討されていない。そこで本節では、まず第一にその他の人物についても可能な範囲で素性を明らかにする。そのうえで、寄付者の構成から、墨書の中井彦七を柳本甚次郎の配下に比定してよいか否かを判断したい。

第二に、寄付された時期がなおも漠然としているため、より正確に把握できるよう努めたい。五十嵐氏が指摘するように、広い意味ではたしかに大永六年頃の墨書とみてよいが、陳外郎尊信が分一徳政にあたって、借主として借金の帳消しを願っていることに注意を払うならば^⑬、大永六年から多少離れて、寄付をするだけの財政的な余裕がある時期に措定したほうがよいのではなからうか。

そして第三に、従来不詳とされてきた寄付の事情を明らかにする。そのうえで、寄付者に中井彦七の名が含まれる意味について問いたい。

先述のように陳外郎尊信は借主であったが、「18」の土田宗壽は、大永六年の分一方披露目録や分一銭等進納目録に銭主としてその名がみえる。

【表】東福寺蔵三十三観音像の墨書

番号	画面上墨書	画面下墨書	袂背墨書
1	若為大水所漂	正光菴惠棟首座寄附之	左十六
2	黒風吹其舩舫	慧林蔵主寄附	左十五
3	即現佛身	令雄寄附	左十四
4	辟支佛身	桂林西堂寄附	左十三
5	聲聞身	遍昭心院貞笑寄附	左十二
6	梵王身	瑞祐首座寄附	左十一
7	帝釈身	宗理蔵主為惠林禪門惠泉禪尼寄附	左十
8	自在天身	宗尺為道清禪門妙椿禪尼寄附	左九
9	大自在天身	陳外郎尊信寄附	左八
10	天大將軍身	—	左七
11	毗沙門身	寺木盛長為妙泉禪尼寄附	左六
12	小王身	令松西堂為錦圃永心大姉寄附	左五
13	長者身	玄篤蔵主為雲翼玄慶蔵主施入	左四
14	居士身	醍醐居住北村伊賀入道宗春寄附	左三
15	宰官身	宗登西堂寄附	左二
16	婆羅門身	大富吉有寄進	左一
17	比丘比丘尼優婆塞優婆夷身	中井彦七為道泉禪門寄附	中尊
18	婦女身	土田宗壽	右一
19	童男童女身	木邊宗俊寄附	右二
20	天龍夜叉	—	右三
21	執金剛神	江州小南郷合湛寺元富	右四
22	火阮變成池	江州小南郷壽椿比丘尼妙珍禪尼逆修	右五
23	龍魚諸鬼難	慶初首座寄附	右六
24	如火虛空住	慧林蔵主寄附	右七
25	墮落金剛山	江州小南郷懺摩清衆	右八
26	或値怨賊繞	黒田次郎四郎為宗翁禪門妙正禪尼寄進	右九
27	或遭王難苦	室町五郎次郎為祐覚禪門妙性禪尼寄進	右十
28	或因禁枷鎖	室町五郎次郎為祐覚禪門妙性禪尼寄進	右十一
29	咒詛諸毒藥	室町五郎次郎為祐覚禪門妙性禪尼寄附	右十二
30	或遇惡羅刹	室町五郎次郎為祐覚禪門妙性禪尼寄進	右十三
31	若惡獸圍繞	玄聡首座寄附	右十四
32	蚯蚓及蝮蝎	玄祐書記寄附	右十五
33	雲雷鼓掣電	生嶋素悦寄附／願主善英	右十六終

註1) 本文註(70)五十嵐論文による。

註2) 33の「願主善英」は応永19年段階の墨書。

註3) 10の袂背墨書は「右三」を、20の袂背墨書は「左七」をそれぞれ訂正している。

同じく、大富五郎次郎善久・大富千夜叉代・大富与次郎有善も錢主として名がみえることから、「16」の大富吉有もその一族と考えられる。

「11」の寺木盛長は、大永二年から五年にかけて、大徳寺の山門造営料として総計数百貫文もの奉加をしている寺木四郎左衛門と同一人物ではないかと思われる⁽⁷¹⁾。下京酒屋として六角町北西類に居所を構える寺木氏の名がみえるので、これに該当するのではなからうか⁽⁷²⁾。

「19」の木辺宗俊は、明兆が応永三四年に描いた東福寺蔵四十祖像のうち天桂吳禪師像に「享祿三載庚寅臘月十一日依軍勢乱入散失、下京宗俊木辺氏捨財需之寄附于慧峯祖塔」との墨書があることから、下京在住であることが確認できる⁽⁷³⁾。よって、四条町に居を構える木辺氏と同一の家かもしれない⁽⁷⁴⁾。

こうしてみると、「27」～「30」の四点も寄付した五郎次郎の財力は、かなりのものと考えるべきであろう。

注意を払いたいのは、彼の通称が大富善久と合致することである。河内将芳氏は、善久を下京の綾小路町にみえる大富家と同一視しているので⁽⁸⁶⁾、それが正しければ上京の「室町五郎次郎」と善久は同一人物ではなくなる。しかし、前述のように大富家は複数あるため、河内氏の想定には再検討の余地がある。そこで注目したいのは、天文九年（一五四〇）に没したとされる善久の父善幸（善好）である⁽⁸⁷⁾。善幸は茶人としても知られる上京の人なので⁽⁸⁸⁾、室町在住の可能性が浮上してくる。断定はできないが、以上の点から「27〜30」の五郎次郎は大富善久である可能性を指摘しておきたい。

それを傍証する一例として、「清玩名物記」が挙げられる。このなかには、名物茶器を所持する「大富善幸」をはじめとして、「下京 寺木」や「下京 木部」⁽⁸⁹⁾、そして「33」と名字の一致する「下京 生島」の名がみえる⁽⁹⁰⁾。この生島氏は、虚堂墨蹟の旧蔵者として、しばしばその名がみえる四条在住の人物と思われる⁽⁹¹⁾。また、「松屋名物集」にも、「木部肩衝」が頻出するほか、「善幸香炉」・「生嶋次郎五郎 虚堂」・「寺木 捨子」などがみえる⁽⁹²⁾。「山上宗二記」にも、「善好茶碗」や「幾嶋」旧蔵の虚堂之墨蹟、「木の辺かたつき」⁽⁹³⁾などが名物として登場する⁽⁹⁴⁾。三十三観音図の墨書と重ね合わせることで、茶の湯を通じて形成された商人たちのネットワークの姿が想定できよう。

そして、「14」の醍醐に居住する北村伊賀入道宗春は、流通に基盤をおく土豪で、もともと伏見の津田家出身であったがのちに醍醐に拠点を移した人物である⁽⁹⁵⁾。前稿で明らかにしたように、中井家は鳥羽の馬商人を出自とすることや、寄付のおよその時期から、右の面々のなかに中井彦七が並ぶことに大きな違和感はない。

五十嵐氏によると、三十三観音図は制作当初から袂背墨書の通りに、「17」を中心に左右に並べられていた。それを踏まえて改めて【表】をみると、五郎次郎の名がその配列に基づいて連続することから、寄付者を定めるときもこの配列が活かされたことがわかる。また、中心部分は京都及びその近郊で財力を誇る人物が主として寄付者に名を連ねており、端にいくほど僧名になっている傾向がみとれる。おそらく、出資に重きを担った順になっていると思われる。つまり、中井彦七は、三十三観音図の寄付の中心的立場にあった可能性が高い。

次に、寄付の年代について検討しておきたい。北村宗春は高国派を貫いた人物で、大永八年に晴元方の一宮氏が伏見に入部すると醍醐に退いた。よって、それからしばらく経過して落ち着いた頃に寄付がなされたと考えられる。陳外郎尊信の事例も踏まえると、寄付の年代は大永七年からやや時期が下るとみるのが妥当であろう。

柳本賢治が存命していた時期は、中井治安が柳本名字の付与を受けて、賢治配下の筆頭的立場にあった。実際、中井彦七が表舞台に登場するのも、前節でみたとおり、甚次郎の代になってからである。しかも、中井彦七は享禄五年（一五三二）正月に戦没するので、三十三観音図が寄付された時期はかなり絞り込むことができる。

その点で注目されるのは、享禄三年に散逸したのは天桂吳禪師像だけではないということである。同じく明兆が応永一五年に描いた東福寺蔵大涅槃図にも、「享禄三載庚寅臘月十一日、山中軍勢乱入什物散失之後、深草大圓菴宗喜藏主捨財求之寄附」との墨書があるのである⁽⁹⁶⁾。これらの点から、享禄三年一二月に寺外へ流出した什物は、天桂吳禪師像・大涅槃図だけでなく、三十三観音像も含まれていた可能性が高い。明兆作のもの

ほぼ欠けることなく揃っていることから、散逸する前に早急に行方が判明したため、一括で確保できたものと思われる。そのため、多方面に寄付を募り、それに応じて寄付者の名前を記入したのであろう。

以上の点から、寄付はおよそ享禄四年と考えることができるが、晴元方の中井彦七と高国方の北村宗春が協同していることを踏まえると、高国が没する享禄四年六月以降の可能性が極めて高い。享禄四年八月段階で、「12」の令松や「15」の宗登は東福寺の西堂として確認できるし、やや遅れて桂林の名もみえるので⁸⁷、僧名からみても寄付の時期は概ね享禄四年後半とみて間違いあるまい。

最後に、寄付に至る歴史的背景について考察しておく。享禄三年一月一日に、勝軍山城から高国勢の一部が下ってきて、東福寺周辺に陣取る⁸⁸。東福寺大慈庵(院)に「江州衆」が陣取っていることから、この一団は近江守護六角氏の軍勢であったようである⁸⁹。より厳密には、ちょうど一月後の二月一日に「江州衆三雲以下」が陣替えのために東福寺から退却していることから、三雲氏を主体とした軍勢であったようである⁹⁰。三雲資胤は交代の軍勢が来るのを待たずに退却したようで、それを察知した柳本甚次郎方が、東福寺に残っていた高国勢を攻撃したため、東福寺は多くを破損したという⁹¹。

では、天桂吳禪師像や大涅槃図などを寺外に持ち出したのは、近江勢と柳本勢のいずれであろうか。これについては、「依軍勢乱入散失」・「山中軍勢乱入什物散失」と柳本勢の乱入が原因と記されることから、持ち出したのも一見柳本勢かのように見受けられる。しかし、寄付の中心となった人物が中井彦七であるのに、柳本勢を批判するようなことを明記するであろうか。

その点で注目したいのは、在京の者が中心となって出資しているものの、近江野洲郡小南郷の者が「21・22・25」の三点も寄付していることである。同じく在京していない醍醐の北村宗春も近江出身で、現地に赴くこともあった。おそらく木辺宗俊も野洲郡木辺(野洲市木部)の出身ではなからうか。興味深いことに、北村氏の名字の地と思われる北村と木辺・小南の三者は近接しているのである。これらの点から、近江と京都の繋がりを介して、近江衆が持ち去ったものを散逸する前に差し押さえ一括で買い戻した可能性を指摘しておきたい。

この時期は、高国方典厩家の細川尹賢に仕えていた藤沢氏が、木沢家に属すようになるなど⁹²、高国旧臣層と柳本・木沢方の融合が進められた。高国方の北村宗春だけでなく、京都市中の者はどちらかというが高国方を最優先していた。なぜなら、市中への進出を図って晴元方に味方する動きが京都郊外の土豪にみられはじめるからである。

甚次郎が最後に拠点を構えたのは、下京の三条もしくは四条室町であった。享禄三年末から翌年にかけて、甚次郎たちが拠点としたのも「東陣衆打出云々、下京衆出向即退散云々」とみえるように下京であった⁹³。後のこととなるが、天文元年(一五三二)八月に山科本願寺に攻め込んだ柳本勢も、山村政次を頭目とする「下京山村衆」と柳本(中井)源七郎を頭目とする「京都」の「中井衆」で構成される⁹⁴。これらのことと、三十三観音図の墨書に下京の者の名が多くみえることは無関係ではあるまい。こうした連携を中心的に進めたのが中井彦七であり、だからこそ元長は彼を討たねばならなかったのである。

おわりに

本稿では、柳本甚次郎の動向を明らかにすることで、同じ晴元内衆の三好元長が甚次郎一派の殲滅を図った理由を考察した。

第一章では、柳本甚次郎が柳本賢治の京都における申次としての機能を継承していたことを確認した。当初は若い甚次郎に代わって内海久長が、晴元への取次を担う高畠長信と連携しつつその役割を果たしていた。高国勢が東山に進出してくると、木沢長政と連携しつつ、軍事的な暫定統治が行われるが享祿四年三月に京都を追われてしまう。そして、高国勢が一掃されると、同年六月頃から下山城守護代としての三好元長の支配が復活する。しかし、それと同時に、柳本甚次郎も木沢長政の立ち位置に高畠長信を据えた体制で京都支配を復活させるため、二重行政に陥る結果となった。元長による甚次郎討伐は、賢治以来の遺恨を晴らすとともに、現実面では二重行政の解消を図るものであった。

第二章では、二重行政を解消するうえで三好元長が問題視していたと思われる甚次郎配下の中井彦七に着目した。その結果、中井彦七が中心となって、京都の有力者によるネットワークが築かれていたことを確認した。しかも、そこには細川高国が没したのちに行き場を失った残党も合流していた。こうなってくると、柳本甚次郎や中井彦七は三好元長による下山城支配を妨害する存在でしかなくなってくる。

以上のように、従来不詳であった甚次郎と配下の動向を踏まえることで、晴元方内部の対立は単なる遺恨ではなく、京都支配をめぐるものでもあったことが明確になったといえよう。

註

- (1) 当該期の政況については、拙稿『堺公方』期の京都支配と柳本賢治（拙著『戦国期細川権力の研究』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一四年）。以下、前稿とはこれを指す。
- (2) 拙稿「木沢長政の政治的立場と軍事編成」（前掲註（1）拙著、初出二〇一七年）。
- (3) 「細川両家記」大永八年条・享祿二年一月二二日条・享祿五年正月二二日条（『群書類従』第二〇輯）。
- (4) 長江正一『三好長慶』（吉川弘文館、一九六八年）五七頁。福島克彦『畿内・近国の戦国合戦』（吉川弘文館、二〇〇九年）八〇頁。
- (5) 今谷明『戦国三好一族』（新人物往来社、一九八五年）八八頁。
- (6) 前掲註（4）長江著書。
- (7) 東寺百合文書て函二二一三三号。
- (8) 『二水記』享祿五年正月二二日条。
- (9) 『大徳寺文書』一三三二二号。
- (10) 『二水記』『後法成寺関白記』享祿三年一月三日条・四日条。
- (11) 『実隆公記』享祿三年一月九日条。『二水記』享祿三年二月一三日条。
- (12) 『実隆公記』『二水記』『後法成寺関白記』享祿三年二月二二日条・一三二二条。
- (13) 『実隆公記』『二水記』『後法成寺関白記』享祿四年三月八日条。
- (14) 『大徳寺文書』一三三二〇号。
- (15) 両足院文書（東京大学史料編纂所影写本）。
- (16) 東寺百合文書い函一一七号。
- (17) 「披露事記録」（『室町幕府引付史料集成』上巻一三六頁）に「柳本被官宇津

見」とみえることから、読みや立場が判明する。

(18) 東寺百合文書彙函八七号・ら函七八号。

(19) 『沢氏古文書』三二〇号。

(20) 東寺百合文書つ函六一一〇号。「享祿三二」惣間ノ下知等アリ」と上書きされているのが包紙であろう(同上二函一八二号)。それと関連して、「三好筑前守惣間状」(天文十八、十一、十五)と上書きされた包紙も注目される(同上三函九四号)。この日付に相当する文書は確認できないが、同日付で三好長慶が東寺の当知行分全体を安堵したようである。下川雅弘「上洛直後における細川氏綱の政治的役割」(『戦国史研究』第五一号、二〇〇六年)によると、天文一九年一〇月一五日付で「当寺領同境内并所々散在、臨時課役段錢反米人夫以下事」を免除した氏綱書状が発給されており(『東寺文書聚英』四四四号)、さらにそれを遡る天文一九年正月以前に「段錢段米臨時課役人夫以下」を免除した「氏綱直書并三好筑前守書状」も発給されている(東寺百合文書ナ函七〇号)。後者の氏綱直書と対になる長慶の安堵状が「三好筑前守惣間状」に該当するとみられるが、二通とも現存しない。天文一八年の文面に何らかの問題があったため、翌一九年に差し替えたのかもしれない。

(21) 東寺百合文書い函一一五号。『大日本古文書』の翻刻を一部修正した。

(22) 『大徳寺文書』一三三二〇号・一三三二二号。東寺百合文書ら函七八号。

(23) 東寺百合文書チ函一九二号。

(24) 東寺文書 射。

(25) 高島長信「折帯」の原本は残されていないが、【史料4】とともに写された案文が二つに破れた状態で残っている(東寺百合文書ロ函一三二二号・ヤ函二二六号)。

(26) 東寺百合文書キ函二五〇号。年次や人名を比定した根拠は次の通りである。

まず、甚次郎の名がみえることから享祿三年もしくは四年のものである。文中の寒川新九郎は、享祿四年一二月に利倉民部丞跡を知行する寒川新左衛門尉頼光と同一人物と判断した(同上は函七九号)。なぜなら、その先代にあたる寒川宗光も、新九郎から新左衛門尉へと通称を改めているからである(同上を函四〇一号・ミ函一六八号)。また、福家宗継は賢治から利倉孫次郎跡を与えられている(同上つ函七十七号)。利倉孫次郎跡の年貢等は、享祿二年分からの未進分が取り沙汰されているため(同上キ函一六九号)、【史料5】の文中にある「去年合無沙汰」とあるのは享祿二年のことと推察される。

(27) 『大徳寺文書』一三二二〇号。

(28) 『大徳寺文書』一三二一九号。

(29) 『大徳寺文書』一三三二二号。

(30) 前掲註(2) 拙稿。

(31) 「宣秀卿記」『後法成寺関白記』『実隆公記』享祿四年四月二五日条。「宣秀卿記」は、京都大学総合博物館蔵勸修寺家文書写真帳による。

(32) 柳本吉久については前稿、一宮成長については拙稿「堺公方」期の京都支配と松井宗信(前掲註(1) 拙著、初出二〇一四年)、薬師寺国盛については拙稿「撰津守護代薬師寺氏の寄子編成」(同上、初出二〇一七年)、瓦林在時にについては拙稿「細川晴元の取次と内衆の対立構造」(同上、初出二〇一六年)、安倍氏については拙稿「細川高国の近習と内衆の再編」(同上、初出二〇一五年)を参照されたい。

(33) 東寺百合文書イ函一八〇号。この書状は、足助意盛という人物を介して送られており、彼は三好政長からの書状も調達している(同上二七九号)。

(34) 東寺百合文書む函二二四号。

(35) 大原野神社文書(『室町幕府文書集成奉行奉書篇』四〇一〇号)。

- (36) 「細川両家記」享祿四年条。
- (37) 『二水記』享祿四年六月六日条。
- (38) 『二水記』享祿四年八月二日条。
- (39) 「細川両家記」享祿四年八月二〇日条。
- (40) 『二水記』享祿五年正月一九日条。
- (41) 以後の戦況は、『二水記』『実隆公記』『言継卿記』『細川両家記』『植通公記』
- (42) 『九条家歴世記録』四) 享祿五年正月二〇日条、二二日条。
- (43) 『後法成寺関白記』『実隆公記』享祿五年正月二四日条。『二水記』享祿五年正月二七日条。
- (44) 『後法成寺関白記』享祿四年七月一〇日条。
- (45) 拙稿「三好元長の下山城郡代」(前掲註(1)) 拙著、初出二〇一四年)。
- (46) 東寺百合文書チ函一九三号。
- (47) 『教王護国寺文書』二四四三号。
- (48) 『教王護国寺文書』二五一三号。
- (49) 東寺百合文書ひ函二二六号。同上ニ函三八八号に甚次郎の送り状もある。
- (50) 東寺百合文書キ函三〇〇号。
- (51) 『言継卿記』享祿五年正月二三日条。
- (52) 『大徳寺文書』五五〇号・五五一号。
- (53) 『大徳寺文書』五五二号。
- (54) 『大徳寺文書』五五三号・五六三号・一一三一号。
- (55) 『大徳寺文書』五五九号。
- (56) 眞壁治継の立場については、前掲註(32) 拙稿「摂津守護代薬師寺氏の寄子の編成」。
- (57) 『大徳寺文書』五六〇号。
- (58) 『大徳寺文書』五五七号。
- (59) 『大徳寺文書』五八七号。
- (60) 『大徳寺文書』五六三号。
- (61) 『大徳寺文書』五六二号。
- (62) 「細川両家記」享祿二年八月一〇日条。
- (63) 高島長信の立場については、前掲註(32) 拙稿「細川晴元の取次と内衆の対立構造」。
- (64) 『二水記』享祿五年正月二二日条。
- (65) 『言継卿記』享祿五年正月二二日条。
- (66) 名古屋博物館蔵佐藤峻吉氏寄贈文書(『名古屋博物館蔵品目録』第三分冊文献編五一―五六号)。折紙で、縦二六・〇cm、横四二・四cm。
- (67) 同右(同右五一―五七号)。目録上の資料名は「中村彦七書状」となっている。折紙で、縦二五・〇cm、横四二・六cm。
- (68) 『鹿苑日録』天文七年九月一六日条・二八日条。
- (69) 『京都御役所向大概覚書』下巻二〇頁。
- (70) 五十嵐公一「東福寺蔵三十三観音像」(『美術史論叢』一一、一九九五年)。
- (71) 『禅寺の絵師たち』(山口県立美術館、一九九八年) 一三九頁。『蟻川家文書』四八九号・四九〇号。陳外郎家については、藤原重雄「陳外郎関係史料集(稿)・解題」(『東京大学日本史学研究室紀要』第二号、一九九八年)。
- (72) 立島敦子「東福寺蔵明兆筆三十三観音図に関する一考察」(『デアルテ』第二六号、二〇一〇年)。
- (73) 「頭人御加判引付」(『室町幕府引付史料集成』下巻一九九頁)によると、彼の借財は計四〇貫文あった。

(74) 『宗長日記』大永三年条。『大徳寺文書別集真珠庵文書』八三五号・九一七二号。

(75) 『蜷川家文書』三〇五号。『蜷川家文書』三〇三号には「三条町南西類」の木氏が登場するが、六角町と三条町は南北に連なるので同一人物である。少しのちの事例になるが、『久我家文書』六〇四号・六〇五号にも「三条町寺木居住分」とみえる。

(76) 前掲註(71)『禅寺の絵師たち』一八四頁。

(77) 『蜷川家文書』四〇七号。天文二年(一五四三)に替銭屋を営んでいる木辺彦九郎は、宗俊の後継者である可能性も考えられる(『大徳寺文書』二二九一号・二二九二号)。

(78) 河内将芳「長坂口紺灰問屋佐野について」(同『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九二年)。

(79) 『蜷川家文書』六四六号。右の史料によると、善久は天文二〇年に没している。その直前の「親俊日記」天文一八年正月一八日条(『統史料大成』一四)で音信を贈っている「大富五郎三郎」は善久であろう。善久は、村越氏が所持する長坂口紺灰問屋職を買得していることから、弘治二年(一五五六)にかつての村越氏の座次についている大富竹松が後継者と考えられる(『壬生家文書』一〇五八号・一〇五九号・一〇六二号)。先述の大富与次郎有善は、天文九年までに大富七郎左衛門尉有善へと改称しており(『別本賦引付』『室町幕府引付史料集成』上巻五二二頁)・「孤竹」(金子金治郎編『連歌古注釈』角川書店、一九七九年、五九六頁)、それとは別に天文一六年・一九年に大富善左衛門尉宗次も確認できることから(『銭主賦引付』『室町幕府引付史料集成』下巻二八三頁)・「親俊日記」天文一九年七月一三日条)、天文年間にも複数の大富家が併存していた。

(80) 『茶道全集』巻の一〇(創元社、一九三六年)古今茶人綜覧三八頁。上京在住とした史料的な根拠ははっきりしないが、熊倉功夫校注『山上宗二記』(岩波書店、二〇〇六年)三〇〇頁では、「下京宗語・京大富善好」とみえることから、京都のなかでも下京ではない地域、すなわち上京に住んでいたと考えられる。同様の事例は、「下京宗悟(中略)京大富善好(中略)下京藤田宗理」(『茶道古典全集』第六巻、淡交社、一九五六年、九六頁〜九七頁)や「京大富田善好・下京藤田宗理」(『堺衆』堺市博物館、一九八九年、一六三頁)など、「山上宗二記」の諸本にもみえる。

(81) 「清玩名物記」(筒井絃一編『茶の古典』淡交社、二〇〇一年)二八二・五・五七・三九三。

(82) 「仙茶集」(『茶道全集』巻の二二、創元社、一九三六年)一六五頁。

(83) 「松屋名物集」(『茶道古典全集』第二巻、淡交社、一九五六年)一〇頁・一一頁・五一頁・五三頁。

(84) 前掲註(80)『山上宗二記』二四〇頁・二五六頁・二七六頁。

(85) 拙稿「伏見の津田家とその一族」(『大阪大谷大学歴史文化研究』第一八号、二〇一八年)。以下、北村宗春についてはこれによる。

(86) 前掲註(71)『禅寺の絵師たち』一八四頁。

(87) 白石芳留編『東福寺誌』(東福禅寺、一九三〇年)七一九頁・七二八頁。

(88) 『一水記』享祿三年一月一日条。

(89) 『実隆公記』享祿三年一月一三日条。

(90) 『後法成寺関白記』享祿三年二月一日条。享祿三年一月付の蒲生定秀・三雲資胤連署禁制が残る(『九条家文書』一一八〇号)。また、中御門宣秀のもとに、三雲資胤から書状や使者が来ている(『宣秀卿記』享祿四年正月一〇日条・三月八日条)。

(91) 『二水記』享祿三年二月一日条。『二水記』享祿三年二月二三日条によると、交代の軍勢は少し遅れて到着している。

(92) 拙稿「細川高国の近習とその構成」(前掲註(1))拙著、初出二〇一五年)。
同「細川晴元に対する交渉と取次」(同上、初出二〇一七年)。

(93) 「宣秀卿記」享祿四年正月一日条。

(94) 「経厚法印日記」天文元年八月一日条・一七日条。柳本源七郎については前稿も参照されたい。

〔付記〕史料閲覧にあたっては、名古屋市博物館の岡村弘子氏にご高配を賜った。記して謝意を表したい。